

公益社団法人全日本銃剣道連盟

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.jukendo.info>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 全日本銃剣道連盟（以下「当連盟」又は「連盟」という）の理念として、銃剣道・短剣道修行の指標、銃剣道の本旨、短剣道の本旨を制定し、連盟の運営に関しては、中期計画を5年毎に策定している。 (2) 銃剣道・短剣道修行の指標、銃剣道の本旨、短剣道の本旨は、機関誌「剣の心」・大会プログラム・連盟ホームページ（以下「HP」）で公表し、併せて中期計画についても当連盟のHPにて公表している。 修行の指標　・銃剣道 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2022/04/jukendo_shihyo.pdf ・短剣道 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2023/10/tankendo_shihyo.pdf.pdf 銃剣道の本旨 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2022/04/jukendo_honshi.pdf 短剣道の本旨 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2023/10/tankendo_honshi.pdf 中期計画 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2024/09/chukikeikaku.pdf (3) 中期計画の策定においては、令和3年度に連盟役員及び都道府県連盟等にアンケートを実施、その成果を反映し、令和3年度第2回通常理事会及び令和4年度定時社員総会において議決した。 (4) 「中期計画の見直し」（2年毎の見直し）について、令和5年度第2回通常理事会及び令和6年度定時社員総会において議決した。	1.『銃剣道・短剣道修行の指標』 2.『銃剣道の本旨』 3.『短剣道の本旨』 4.『中期計画』 5.『中期計画に対する都道府県連盟等の意見の反映状況』 6.『令和5年度第2回通常理事会議事録』 7.『令和6年度定時社員総会議事録』
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 中期計画において「指導者・審判育成」及び「ガバナンスコード適合施策」における「役員体制の検討」を策定している。 (2) 中期計画は、当連盟HPにて公表している。 中期計画 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2024/09/chukikeikaku.pdf (3) 中期計画の策定においては、令和3年度に連盟役員及び都道府県連盟等にアンケートを実施、その成果を反映し、令和3年度第2回通常理事会及び令和4年度定時社員総会において議決した。 (4) 専務理事が代行していた事務局長を令和4年度第1回通常理事会において事務局長の任用を議決し、令和4年11月に採用した。 (5) 事務局の人材の採用及び育成計画は、未整備のため次期中期計画（令和8年度）時までに計画を策定する。	4.『中期計画』 5.『中期計画に対する都道府県連盟等の意見の反映状況』 6.『令和5年度第2回通常理事会議事録』 7.『令和6年度定時社員総会議事録』 8.『令和4年度第1回通常理事会議事録』
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 中期計画における「財務」の項において、財務基盤の維持に関する計画を策定している。 (2) 中期計画は、当連盟HPにて公表している。 中期計画 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2024/09/chukikeikaku.pdf (3) 中期計画の策定においては、令和3年度に連盟役員及び都道府県連盟等にアンケートを実施、その成果を反映し、令和3年度第2回通常理事会及び令和4年度定時社員総会において議決した。 (4) 令和3年度第3回通常理事会において、議案「事業における経費節減策等について」を議決し、令和4年度定時社員総会において報告した。 (5) 令和5年度第3回通常理事会において、議案「令和6年度以降の財政改善」について審議し、令和6年度定時社員総会において議決した。	4.『中期計画』 6.『令和3年度第2回通常理事会議事録』 7.『令和4年度定時社員総会議事録』 9.『令和5年度収支予算書』 10.『令和4年度第3回通常理事会議事録』 66.『令和3年度第3回通常理事会議事録』 67.『令和4年度定時社員総会報告資料』 75.『令和6年度定時社員総会審議資料』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 現在、理事 2 0 名のうち外部理事は 9 名（4 5 %）である。 (2) 現在、理事 2 0 名のうち女性理事は 3 名（1 5 %）である。 (3) 女性理事の目標割合を直ちに遵守することが困難な理由：①女性銃剣道人口が極めて少なく、連盟内部の理事適任者が存在しない。②女性の銃剣道理解者が僅少であり、現状では女性外部理事の委嘱は困難を極めている。 (4) 令和 3 年度に、女性理事の将来目標を 4 0 %とする『女性理事の目標割合の設定と達成に向けた具体的方策』を策定し、令和 3 年度第 2 回通常理事会で報告、令和 4 年度から実施している。併せて、中期計画の「女性の育成と活用」で令和 8 年度までに女性理事の増員を図るよう計画している。	11.『役員名簿』 12.『女性理事の目標割合の設定と達成に向けた具体的方策』 4.『中期計画』
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟では、評議員を置いていないため、この項目は該当しない。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 令和元年度にアスリート委員会を設置した。 (2) 各年度アスリート委員に対してアンケートを実施している。 (3) アスリート委員会の委員は、各ブロック 1 名（ブロック理事推薦）、本部理事 1 名、女性 1 名の計 1 1 名で構成している。 (4) 委員会の活動状況について理事会で報告している。 (5) 令和 6 年度から、毎年 1 月に実施している指定審判員審査会の場でアスリート委員会を開催している。	13.『アスリート委員会運営要領』 14.『アスリート委員名簿』 15.『令和 6 年度アスリート委員会活動状況』 17.『アスリート委員会アンケートについて』 18.『令和 6 年度アスリート委員会の活動報告』
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 理事の定数は定款第 2 0 条第 1 項第 1 号により 1 5 名～2 0 名と定められ、現在 2 0 名である。 (2) 当連盟の理事は、役員の選出に関する規則第 4 条により、連盟（本部）選出理事とブロック選出理事で構成されており、現在ブロック選出理事 1 1 名（地域の広さを考慮し、北海道と九州は各 2 名、他は各 1 名）、本部選出理事は 9 名である。 (3) 連盟（本部）選出理事はブロック選出理事の過半数を超える数を基準として、多方面の分野から選出し、年 3 回行われる通常理事会において、業務執行についての審議に加わり、専門的な観点から意見をもらっている。 (4) 以上の観点から、現在の理事 2 0 名は適切な規模と実効性を確保している。	11.『役員名簿』 19.『定款』 20.『役員の選出に関する規則』
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 役員の選出に関する規則第 7 条に役員選任時 7 5 歳未満の年齢制限を設けている。 (2) 現在、役員全員が、就任時年齢制限を遵守している。 (3) 各委員会の委員には、アスリート等（選手権大会、国体・国スポ出場経験者及び女性指導者）連盟の将来を担い得る人材を配置している。	11.『役員名簿』 16.『役員の選出に関する規則の改正案』 20.『役員の選出に関する規則』 68.『委員会名簿（令和 7 年度）』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	(1) 現在、理事全員が、在任 1 0 年を超えていない。 (2) 「役員の選出に関する規則」の改正（理事の再任を 5 期 1 0 年とする再任制限）を令和 5 年度第 2 回通常理事会（令和 5 年 1 2 月 1 6 日）、令和 6 年度定時社員総会において審議し、決議した。	11.『役員名簿』 16.『役員の選出に関する規則の改正案』 20.『役員の選出に関する規則』 68.『委員会名簿（令和 7 年度）』
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 令和元年度に役員候補者選考委員会規則を制定した。 (2) 構成員に有識者（大学教授等）を配置している。 (3) 令和 6 年度の役員改選において、委員会を開催した。 役員候補者選考委員会の委員は、選考対象者が委員の場合、選考審議から外すことを議事録に記載した。 (4) 令和 7 年度に役員候補者選考委員会規則の一部改正した。 (5) 令和 7 年度の役員改選において委員会を開催した。	21.『役員候補者選考委員会規則』 22.『役員候補者選考委員会について』 23.『役員候補者選考委員名簿』 24.『令和 6 年度役員候補者選考委員会議事録』 25.『令和 7 年度役員候補者の選出について（報告）』
11	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 法令遵守に必要な規程として、定款、倫理規程、就業規程等を整備している。 (2) 定款第 9 条に会員の除名の要件として「定款その他規則に違反」と規定している。 (3) 倫理規程第 2 条で「全銃剣連関係者」の範囲を会員、役員、大会役員、審判員、名誉会長、顧問、相談役、参与、委員会委員、職員を規定し、第 3 条（全銃剣連関係者の基本的責務）で「全銃剣連関係者は連盟の関係規程を遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない」と規定するとともに、第4条に遵守事項を規定している。 (4) 就業規程において、職員に対し第 1 3 条（サービスの基本原則）第 1 4 条（遵守事項）を規定している。 (5) 競技者規程では、第 3 条に会員の資格と禁止行為を規定している。	19.『定款』 26.『倫理規程』 27.『就業規程』 28.『競技者規程』
12	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 連盟の運営に必要な規程として、定款をはじめ、各種規程を整備している。	19.『定款』 26.『倫理規程』 28.『競技者規程』 29.『理事会運営規則』 30.『委員会規則』 31.『事務局の組織及び業務分掌規程』 32.『経理規程』
13	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 連盟の業務に関する規程として、各種規程等を整備している。	26.『倫理規程』 31.『事務局の組織及び業務分掌規程』 32.『経理規程』 33.『文書管理規程』 34.『個人情報保護規程』 35.『情報公開規則』 61.『危機管理マニュアル』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 役員の報酬等については、定款第 2 6 条、役員等の報酬及び費用に関する規則を整備して いる。 (2) 職員の報酬等については、定款第 5 0 条第 6 項、給与規程を整備している。	19.『定款』 36.『役員等の報酬並びに費用に関する規則』 37.『給与規程』
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 連盟の財産に関する規程として、定款第 8 章資産及び会計（第 3 9 条～第 4 5 条）の他、 財産管理運用規程、寄附金等取扱規則等を整備している。	19.『定款』 38.『財産管理運用規程』 39.『寄附金等取扱規則』
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 連盟の財政基盤の主体は、会費等であり、財政的基盤を整えるための規程として、会費等 に関する規則を整備している。	40.『会費等に関する規則』
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1) 代表選手を選考していないため適用されない。	69.『地区協議会の運営に関する規則』
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) 当連盟では、全日本大会等審判員の選出に関する規則を整備している。 (2) 審判員の選考に関して審判員資格の設定及び公平を期すため各ブロックから選考して いる。 (3) 「銃剣道試合・審判規則及び細則」及び「短剣道試合・審判規則及び細則」で審判員の使 命、資格、構成並びに審判長、審判主任、審判員の任務を明記している。	41.『全日本大会等審判員の選出に関する規則』 52.『指定審判員規則』 61.『危機管理マニュアル』 72.『銃剣道試合・審判規則及び細則』 73.『短剣道試合・審判規則及び細則』
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	(1) 連盟顧問に弁護士を配置し、規程の整備や法人運営に関する相談を日常的に問い合わせが できる体制を確認している。 (2) 連盟役員には大学教授、税理士、看護師並びに元自衛官として指揮官、幕僚を経験し、防 衛行政に長く携わっていた人材を確認している。	42.『顧問名簿』 11.『役員名簿』
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1) 平成 2 5 年度に倫理規程および倫理委員会規程を制定し、倫理委員会を設置した。 (2) 倫理委員会を毎年 1 回、定期的に開催している。 (3) 平成 2 9 年度倫理委員会にて、倫理ガイドラインを策定するとともに、倫理規程および倫 理委員会規程を改正した。 (4) 平成 3 0 年度倫理委員会にて、危機管理マニュアルを策定した。 (5) 令和 6 年度倫理委員会では、令和 6 年度活動報告及び令和 7 年度活動計画を審議すると ともに、ガバナンスコードへの対応要領を検討し、理事会に報告した。 (6) 令和 3 年度から倫理委員会の構成員に女性委員を配置した。	26.『倫理規程』 43.『倫理委員会規程』 44.『倫理委員名簿』 45.『倫理委員会活動報告』（令和 6 年度第 3 回通常理事会報告資料） 46.『倫理ガイドライン』

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

5

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 弁護士を顧問及び倫理委員に配置し、法律に関する指導を受けている。 (2) 税理士を監事に配置し、税務・会計等に関する指導を受けている。	11.『役員名簿』 42.『顧問名簿』 44.『倫理委員名簿』
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程として、経理規程、財産管理運用規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 監事のうち1名を税理士としている。 (3) 各事業年度における計算書類等の会計監査及び適法性検査は、連盟監事及び独立監査人の監査を受けている。 (4) 具体的な業務運営の妥当性に関する監査として、四半期ごとの決算に関し監事による監査を受けるとともに、理事会報告、理事への書面報告を行っている。 (5) 監事等の職務を補助する職員を置いている。 (6) 監事を月例会議に出席させている。	19.『定款』 32.『経理規程』 38.『財産管理運用規程』 53.『監事名簿』 54.『令和6年度決算報告書』 55.『独立監査人の監査報告書』（令和7年5月1日） 56.『事務局組織図』
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 経理規程第3条において、連盟の経理は、法令、定款及び本規定によるほか、公益法人会計基準に準拠して処理すると定めている。 (2) 国庫補助金等の利用に関しては、助成元における要項やガイドライン等の定め及び当連盟の経理規程に基づき経理処理を行い、報告書を提出するとともに、必要に応じ助成元の検査・監査を受けているが、特段の指摘は受けておらず、適切に運用している。	32.『経理規程』
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等の法令に基づく開示については、定款第44条第2項により、収支予算書及び決算報告書を連盟事務所に備え置き、閲覧等の請求に対し開示している。 (2) 連盟HPで開示している。 収支予算書・決算報告書 https://jukendo.info/renmeigaiyo/zennihon/jigyokeikaku-houkoku/	57.『連盟HP』（収支予算書及び決算報告書）
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 当連盟では、代表選手を選考していないため、この項は適用されない。	
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守事項に関する情報等については、連盟HPにおいて開示している。 ガバナンスコード自己説明 https://jukendo.info/wp/wp-content/uploads/2025/10/governance-code.pdf	58.『連盟HP』（ガバナンスコード自己説明）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 経理規程第4 3条（見積制度）において、「契約をなす場合においては、2 社以上の業者により見積書・その他の必要な書類を提出させ、比較検討の上会長の承認を受けなければならない。ただし、2 0 万円未満の場合は、専務理事の決裁で処理することができる。」としている。 (2) 定款第2 1条（役員の選任）第3～5 項において、理事は特定の関係者の合計数が3 分の1 を超えてはならないこと、監事には理事及び特定の関係がある者や職員等が含まれてはならないこと、監事相互が特定の関係があってはならないこと等が規定されている。 (3) 理事会運営規則第7 条（決議）において、「理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」とされている。 (4) 倫理ガイドライン-Ⅲ不適切な経理処理に起因する事項- 1 経理処理について-（3）において、契約の際には利益相反になることを避けると規定している。 (5) 倫理規程第4 条（全銃剣連関係者の遵守事項）第3 項において「全銃剣連関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにすること」と規定している。 (6) 令和8 年3 月までに利益相反ポリシーを策定する。	19.『定款』 26.『倫理規程』 29.『理事会運営規則』 32.『経理規程』 46.『倫理ガイドライン』
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 定款第2 1条（役員の選任）第3 項～第5 項において「理事は特定の関係者の合計数が3 分の1 を超えてはならないこと、監事には理事及び特定の関係がある者や職員等が含まれてはならないこと、監事相互が特定の関係があってはならないこと」等が規定されている。 (2) 理事会運営規則第7 条（決議）において、「理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」とされている。 (3) 倫理ガイドライン-Ⅲ不適切な経理処理に起因する事項- 1 経理処理について-（3）において、契約の際には利益相反になることを避けると規定している。 (4) 倫理規程第4 条（全銃剣連関係者の遵守事項）第3 項において「全銃剣連関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにすること」と規定している。 (5) 令和8 年3 月までに利益相反ポリシーを策定する。	19.『定款』 26.『倫理規程』 29.『理事会運営規則』 32.『経理規程』 46.『倫理ガイドライン』
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報制度については、平成2 5 年度に暴力行為等相談窓口設置規程を制定し、運営している。 (2) 相談窓口については、連盟HP に掲載し、メールの他、面会、書面、電話、F A X等を利用できるようにしている。 (3) 暴力行為等相談窓口設置規程第6 条において、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (4) 暴力行為等相談窓口設置規程第7 条において、正当な理由なく相談者を特定し得る情報や相談等の内容を開示してはならないと規定している。 (5) 令和7 年度役職員教育において、通報制度の正当性について教育を継続する。 (6) 令和6 年度に連盟HP に設置している相談窓口を通報窓口と問い合わせ窓口に区分して設置した。	59.『暴力行為等相談窓口設置規程』 60.『連盟HP（相談窓口）』
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 暴力行為等相談窓口設置規程第2 条により、窓口は倫理委員会の下におかれ、倫理委員会には弁護士、大学教授等が配置されている。	44.『倫理委員名簿』 59.『暴力行為等相談窓口設置規程』

(様式 5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 定款第9条に会員の除名、同第25条に役員の解任を定めている。 (2) 競技者規程第5条に会員の禁止行為を定めている。 (3) 倫理規程第2条～4条に処分対象者、基本的責務、遵守事項を定めている。 (4) 処分の手続きについては、定款第17条第2項に除名の手続き、倫理規程第6条に処分の種類内容手続きを定めている。 (5) 規程等の周知については、定款を連盟HPで公開、その他は事務所に保管し閲覧可能としている。 (6) 処分対象者の弁明機会については、倫理規程第6条第3項に規定している。 (7) 処分結果の通知については、倫理規程第6条第2項で書面通知と規定している。	19.『定款』 26.『倫理規程』 27.『就業規程』 28.『競技者規程』
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う倫理委員会は、弁護士、大学教授等で構成され、中立性・専門性を有している。 (2) 令和6年度、倫理委員会に外部人材である大学教授等の有識者を1名から2名入れ、中立性を更に担保する。	44.『倫理委員名簿』
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 倫理規程第6条第4項、競技者規程第11条第2項に日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁を利用できるよう定めている。 (2) 競技者規程第11条第2項において、連盟の主催する競技または運営に関して行った決定に対する不服申し立て（競技中になされる審判の判定は除く）は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。とされている。 (3) 倫理規程第6条第4項、競技者規程第11条第2項に関しては、申立期間に制限を設けていない。	26.『倫理規程』 28.『競技者規程』
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分対象者に対する処分結果の通知は、書面によってなされる。その際、処分の根拠として倫理規程第6条が示され、その第4項に不服がある場合は日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁を利用できることが定められている。	26.『倫理規程』
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 平成30年度に危機管理マニュアルを策定し、体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルにおいては、不祥事対応の一連の流れを8段階で記述している。 (3) 危機管理マニュアルにおいては、外部対応の段階において、状況に応じて第三者委員会を設置することとしている。	61.『危機管理マニュアル』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)過去4年以内に当連盟で不祥事が発生していないため、この項は該当しない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1)過去4年以内に当連盟で不祥事が発生していないため、この項は該当しない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 定款第5条第1項第1号、正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則により地方組織等との間の権限関係を律している。 (2) 正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則第5条により、各都道府県連等は、事業報告書、監査報告書、期報等を連盟本部に報告することとしている。 (3) 定時社員総会における報告事項、適宜の通知文書や事務連絡等により、指導、助言及び支援を行っている。特に、中学校銃剣道授業の取組について状況を周知するとともに今後の授業の要領等を指導、助言している。また、機関誌「剣の心」に中学校銃剣道授業の状況、指導事項、安全ガイドラインを掲載し、周知を図っている。	19.『定款』 62.『正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則』 63.『全日本銃剣道連盟組織図』 64.『令和7年度定時社員総会資料』 69.『地区協議会の運営に関する規則』 70.『令和6年度機関誌「剣の心」第71号 安全ガイドライン〈令和7年度版〉』 74.『令和6年度機関誌「剣の心」第71号 中学校銃剣道授業の現状と今後の課題』
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 定時社員総会における報告事項、適宜の通知文書や事務連絡等により情報提供している。 特に、中学校銃剣道授業の取組について状況を周知するとともに今後の授業の要領等を指導、助言している。また、機関誌「剣の心」に中学校銃剣道授業の現状と今後の課題並びに安全ガイドラインを掲載し、周知を図っている。 (2) 正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則第1条で規則の目的及び意義を定め、第4条において正会員の執行する職務を定め、第5条により、各都道府県連等は、事業報告書、監査報告書、期報等を連盟本部に報告することとしている。連盟本部は報告を受け、必要な助言を行う。 (3) 令和6年度第3回通常理事会に併せてコンプライアンス教育を行った。 (4) 令和7年度青少年指導者講習会においてコンプライアンス教育等を実施した。	62.『正会員及び各都道府県連盟における銃剣道等を総括する団体に関する規則』 64.『令和7年度定時社員総会資料』 65.『令和6年度第3回通常理事会資料』 70.『令和6年度機関誌「剣の心」第71号 安全ガイドライン〈令和7年度版〉』 74.『令和6年度機関誌「剣の心」第71号 中学校銃剣道授業の現状と今後の課題』 49.『銃剣道・短剣道青少年指導者講習会資料』（令和7年5月9日～11日）